その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

平成二十九年十二月二十二日

防衛大臣　小野寺五典

○防衛省告示第二百四十五号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

期間　平成三十年一月一日から同年二月二十八日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　三沢沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒

(イ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(エ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度三二分四七秒

(オ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度一三分四七秒

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百四十六号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定により、平成二十九年十二月十二日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

平成二十九年十二月二十二日

防衛大臣　小野寺五典

一　使用する地方防衛局長の名称

沖縄防衛局長

二　使用する土地の所在

沖縄県宜野湾市普天間二丁目（五二六番六）、字喜友名前原（一三四番）、字新城新城原（一八番及び六三番）、字新城東原（一四八番及び二一七番）、字新城前原（一六四番、二七五番、二八四番一及び二八五番一）、字上原上原（三一〇番一及び三一九番）、字上原仲毛原（三五三番二及び三七二番）、字宜野湾大嶺原（一〇〇八番一）及び字宜野湾下原（一〇七四番）

三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所

沖縄県宜野湾市伊佐四丁目一番一一号　伊佐区公民館

○防衛省告示第二百四十七号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定により、平成二十九年十二月十二日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

平成二十九年十二月二十二日

防衛大臣　小野寺五典

一　使用する地方防衛局長の名称

沖縄防衛局長

二　使用する土地の所在

沖縄県那覇市垣花町一丁目（二五番三）

三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所

沖縄県那覇市前島三丁目二四番地三の一　那覇防衛事務所

○関東地方整備局告示第三百五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十二日

関東地方整備局長　泊　宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	埼玉県児玉郡上里町大字勅使河原字北勝場一七六四番二地先から同町大字勅使河原字北勝場一八〇四番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年十二月二十二日

○中部地方整備局告示第百一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十二日

中部地方整備局長　塚原　浩一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
中津川市山口三二七二番一四から同市山口三三〇八番二まで	前	二〇・五五～六七・三九	〇・〇八七
	後	二〇・五五～四五・二〇	〇・〇八七

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十二日

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
三重県南牟婁郡紀宝町成川字耳切三番二から和歌山県新宮市新宮字広角二四〇八番二まで	前	A　一二・一五～九一・八四	五・六四九	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B　A　一二・一五～九一・八四 一三・四六～一七五・三八	五・六四九 一・九一九	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

○北海道開発局告示第二百十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十二日

北海道開発局長　和泉　晶裕